

新天町リノベーションプロジェクト事業 事業アイデア募集要項

1 募集の目的

新天町名店街は現在、経営者の高齢化や後継者不足等により、多くの空き店舗が存在します。その空き店舗を活用して若い世代が集う空間を整備し、商店街の活性化を図ることで周辺地域に新たな回遊性を促進し、地域全体のにぎわいを創出することを目的として、若い世代が集う空間を創出するアイデアについて若い世代から提案を求め、その提案を実現する民間事業者に対して空き店舗をリノベーションする改修費や初期運営費の一部を補助する「新天町リノベーションプロジェクト事業」を行います。

そこで、宇部市にゆかりのある若い世代の方々から、同世代（学生をはじめとする若い世代）が集う空間を創出する事業アイデアを募集します。

2 応募資格

下記（１）、（２）を満たす個人または団体とします。

（１）宇部市にゆかりのある、１８歳から概ね３０歳までの方

（２）提案を実現しようとする民間事業者の事業実施計画の作成等に協力いただける方

3 募集する内容

（１）提案の対象物件

新天町名店街の空き店舗のうち、宇部市が指定する都市再生推進法人が取り扱うサブリース物件。（別表１のとおり）

（２）提案の対象事業

対象物件を活用（リノベーション）して行う、学生をはじめとする若い世代が集う空間を創出するための事業アイデア。ただし、次に掲げる事業は対象としません。

①倉庫のみとして利用する事業

②特定の政治・宗教又は選挙活動を目的とした事業

③公序良俗に反するおそれがあると認められる事業

④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する事業

⑤フランチャイズ・チェーン、レギュラー・チェーン、ボランティア・チェーンの加盟店等として実施する事業

4 募集等に関するスケジュール等

（１）募集期間

令和５年５月１日（月）から令和５年６月３０日（金）まで

（２）現地説明会の開催

①日時 所有者等と調整のうえ個別に実施

②場所 提案の対象物件

③申込方法 現地説明会申込書（様式第２号）を宇部市中心市街地活性化推進課に提出ください。提出方法は、「５ 応募の手続き（３）提出方法」に準じ

ます。

(3) 募集に関する質問の受付と回答

質問は、質問書（様式第3号）により随時受け付けます。提出方法は、下記「5 応募の手続き（3）提出方法」に準じます。

いただいた質問の内容とその回答は、速やかに宇部市ウェブサイトに掲載します。

(4) 応募の受付

「5 応募の手続き」に記載のとおり

(5) プレゼンテーションの実施

①日時 令和5年8月中旬頃（予定）

②場所 未定

③その他 詳細は、決まり次第別途通知・公表します。

(6) 提案内容の実施事業者の選定（民間事業者とのマッチング）

前項（5）プレゼンテーション実施後に、提案内容を事業化する意思のある民間事業者と直接対話できる場を設けますので、意見交換等を行い事業化に向けて連携するかどうかを判断してください。なお、複数の事業者と意見交換をした場合でも、最終的に事業実施する事業者を1事業者に選定していただきます。詳細はプレゼンテーションの実施と併せて、別途通知・公表します。

5 応募の手続き

(1) 応募に必要な書類

①応募様式（様式第1号）

必要に応じ、行やスペースを増やしてください。パース図など、建物や事業がイメージできるものも作成してください。なお、合計で最大10ページまでとします。

②応募資格を満たすことを証明する書類

（学生証等、写し可）

(2) 応募受付期間

令和5年5月1日（月）から令和5年6月30日（金）まで

(3) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出ください。なお、郵送の場合は必着とします。

①郵送又は持参

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市中心市街地活性化推進課 宛

②電子メール

E-mail nigiwai@city.ube.yamaguchi.jp

電子メールでの提出の場合、受信確認のため送信後にお電話にてご連絡をお願いします。（宇部市中心市街地活性化推進課 0836-34-8468）

応募の際にご記入いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて適切に取り扱います。

(4) 応募の取下げ

応募書類を提出した後に、応募を取り下げる場合は、取下届（様式第4号）を宇部市

中心市街地活性化推進課宛に提出ください。

6 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募にかかる費用の一切は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された応募書類は返却しません。
- (3) 提案のあった事業アイデアをベースに、民間事業者が主体となって建物のリノベーションや店舗運営を行うこととなりますので、提案内容がそのまま事業化されるとは限りません。
- (4) 提案を事業化する民間事業者がない場合は、提案の事業化を見送ることとなります。
- (5) 事業化の正式決定は、新天町リボーンプロジェクト事業補助金交付要綱に規定する審査会で審査し補助金の交付決定が行われた場合となります。
- (6) 前項(5)の審査会で選定されなかった(交付決定が行われなかった)事業実施計画について、当該計画を申請した民間事業者が自らの負担で、別の場所で当該計画に基づいた事業を実施する場合があります。
- (7) 新天町リボーンプロジェクト事業は、本募集にかかる事業アイデアをベースに、民間事業者が諸条件を満たした場合、リノベーション及び事業実施にかかる経費の一部を補助することができるものです。詳細は、「7 その他参考資料」をご覧ください。

7 その他参考資料

- ・新天町リボーンプロジェクト事業 マッチング会要項
- ・新天町リボーンプロジェクト事業補助金交付要綱

別表 1

物件①

旧店舗名	天狗屋	トイレ	なし
坪数	約 10～12 坪	水回り	なし
希望業種	飲食店以外（要相談）	電気	分電盤の取付希望
希望事項	商店街活動に協力的な方	駐車場	なし
住居	3 階部分に居住	その他	商店街部分に壁無し

（参考 URL）

<https://nigiwai-ube.co.jp/main/wp-content/uploads/2022/08/%E6%96%B0%E5%A4%A9%E7%94%BA%E7%89%A9%E4%BB%B6%E2%91%A0-1.pdf>

物件②

旧店舗名	ブティックワタナベ	トイレ	あり
坪数	約 16 坪	水回り	トイレの手洗いのみ
希望業種	飲食店以外（要相談）	電気	分電盤あり
希望事項	商店街活動に協力的な方	駐車場	なし
住居	1 階奥と 2 階が住居部分 （空き家）	その他	エアコンは 2 台あるが、1 つは壊れている

（参考 URL）

<https://nigiwai-ube.co.jp/main/wp-content/uploads/2022/08/%E6%96%B0%E5%A4%A9%E7%94%BA%E7%89%A9%E4%BB%B6%E2%91%A1-1.pdf>



【様式第1号】

令和 年 月 日

宇部市長 様

宇部市新天町リボーンプロジェクト事業 事業アイデア応募用紙

住所
氏名（団体名）
連絡先

○応募者一覧（団体の場合、代表者を最上段に記載してください）

氏名	住所	年齢	所属

※行は必要に応じ加除してください。

○宇部市とのゆかり、宇部市への思いなど

--

【様式第1号】

宇部市新天町リボーンプロジェクト事業 提案応募用紙

住所
氏名（団体名）
連絡先

業種	
営業日時 （想定）	
コンセプト・ 事業概要	（事業・店舗のコンセプトや具体的にどういった事業をそこで行うのか（例えば飲食店なら提供するメニュー等）などを詳しく記載ください。）
事業効果等	（その事業を行うことが、どのようににぎわい創出につながるのか、若者が集う理由や周辺への影響の広がりなどを詳しく記載ください。）

※パース図など、建物や事業の様子がイメージできるものを作成し添付してください。（様式は任意とします。）

【様式第2号】

令和 年 月 日

宇部市新天町リボーンプロジェクト事業 現地説明会申込書

住所
氏名（団体名）
連絡先

○説明会参加者

氏名	住所	年齢	所属

※行数は適宜加除してください。

○説明会希望日時等

--

【様式第 3 号】

令和 年 月 日

宇部市新天町リボーンプロジェクト事業 質問書

住所
氏名（団体名）
連絡先

○質問内容

【様式第4号】

令和5年 月 日

宇部市長 様

宇部市新天町リボーンプロジェクト事業 提案応募取下届

令和 年 月 日付で提案応募を行った宇部市新天町リボーンプロジェクト事業について、以下の理由により提案応募を取り下げしますので、届け出ます。

○提案応募辞退理由

--